省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	四十六万二千九百三十円
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	○・○○七五六五
省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○二四八四
省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・五四○一六
前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（以下「政令」という。）第一条の四第一号に規定する厚生労働大臣が定める額	五百八十三万九千五百五十三円
省令第十九条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額	三百六十五円
政令第一条の九第一号に規定する厚生労働大臣が定める額	五百八十一万五千七百三十九円
省令第二十条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額	五十四円
政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額	二十万八千四十二円
政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率	百分の九十・○二三六四九四一六七
政令第一条の十第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	百分の百・○二三六四九九三三八
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・○○四三七四
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○八八七○
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○四八八四
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	七万三千四百二十円
省令第三十八条の二に規定する総報酬割概算負担率	○・○二二九六二七四
省令第三十九条の二に規定する加入者一人当たり負担額	六万八千二百四十四円
省令第三十九条の三に規定する総報酬割確定負担率	○・○二二六○九六六
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円九十銭
省令第四十三条の三において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	○円
省令附則第十条に規定する加入者一人当たり負担見込額	一円十四銭
省令附則第十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三銭

○農林水産省告示第五百十五号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第一条の規定に基づき、令和七事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

令和七年四月一日

農林水産大臣が定める金額　七百八十九億四千七百六十六万円

農林水産大臣　江藤　拓

○農林水産省告示第五百十六号

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成二十七年農林水産省令第十四号）第五条第一項に基づき、平成二十七年農林水産省告示第七百五十五号（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓